

# 令和2年 第4回定例会

## 一般質問 末安 広明議員

令和2年 11月27日

### ▶質問

大田区議会公明党の末安広明でございます。質問通告に従い順次質問させていただきますので、理事者の皆様におかれましては明快なご答弁をよろしくお願いいたします。

初めに、商店街振興策として行われたプレミアム付商品券事業についてお尋ねいたします。

地元店舗の利用を促進し、消費喚起、商店街活性化につなげるためとして、令和2年度大田区一般会計第3次補正予算において、プレミアム付商品券事業が予算化されました。同事業は、補助率10分の10、1商店会当たり上限300万円、50商店会を対象とし、予算規模は1億5000万円であったと認識をしております。

まずは、同事業の現在の実施状況についてお尋ねいたします。

今回のプレミアム付商品券については、区民の皆様から様々なお声をいただいております。プレミアム率が高く、お得にお買物ができたなどの好評のお声があった一方で、告知されていた販売時間に販売場所に行ったら、既に売り切れていた。購入する人たちが販売場所に密集し、密であった。近くの商店街ではプレミアム付商品券を販売しなかったなど、クレームに近いお声も聞かれました。

かつて、不況対策、景気刺激策としてプレミアム付商品券を発行したことが複数回ありました。しかし、今回の事業は、区内全域で使える共通商品券として発行した過去の方法とは異なり、商店会ごとの発行となっております。しかしながら、事務局体制の有無や商店会の状況、特性などにより商品券を販売した商店会と販売しなかった商店会が存在することとなり、事情を知らない区民の皆様は、先ほど紹介したお声に表れているように、不公平感を抱く結果となりました。

そこで、今回の事業の公平性について、区としてどのように考えるのか、ご見解をお示し願います。

今回の事業では、商品券が使用できる店舗に大型店を含めるか、含めないかといったことも、それぞれの商店街が決めたものと伺っております。商品券が使用できる範囲を地元店舗に限定をすれば、利便性に一定の制約がかかることによる商品券の売れ残りの懸念が生じ、かといって大規模店舗を含めれば、そちらに利用客が流れてしまうというジレンマがあります。そうした課題に対し、例えば愛知県小牧市では、商品券の利用できる範囲を大規模店舗を含めた全加盟店を対象とし

た共通商品券と、小規模取扱加盟店に限定した専用商品券をセットにして販売する手法を採用するなどの工夫を加えた事例も見られました。

そこで、商品券を利用する際の利便性と地元店舗の顧客増加の双方を考慮に入れたこのような手法について、本区のご見解をお尋ねいたします。

プレミアム付商品券については、課題の一つである購入の際の不公平感を解消するため、抽せんとした事例もありました。社会のデジタル化の流れを受け、神奈川県鎌倉市のように、QRコードを使用したカード型商品券を導入する自治体もありました。また、スマホを活用したデジタル商品券、電子版商品券を発行するといったキャッシュレス化ならぬ商品券レス化した自治体も数多く現れました。次を見据え、新たな手法を取り入れながら、これまでのプレミアム付商品券事業で指摘された多くの課題を乗り越え、地域経済活性化を目指す本区の取組に期待をいたします。

続いて、保育園の建て替えについて伺います。

本区は、公共施設等総合管理計画の策定に向けて、平成 27 年にその実態を大田区公共施設白書として取りまとめ、さらに平成 28 年には、公共施設全体の今後の方向性を明らかにする大田区公共施設適正配置方針を策定し、効果的、効率的な施設マネジメントによる区民サービスの維持向上の実現を目標に、五つの柱を基本的な方針として掲げています。そして、前出の二つと大田区公共施設等マネジメント今後の取り組みを含め、大田区公共施設等総合管理計画として位置づけられております。このような方針の下、学校施設をはじめとした改築への計画的な検討、整備が進められております。

一方、保育園については、待機児童解消を目指し、新規開設を中心に整備が進んでおります。また、公共施設白書等で特に老朽化が進んでいるとされた施設、耐震対策が必要と判断された施設につきましては、順次改築も進められております。ただ、区立として建てられた保育園は、それ以外の施設でも昭和 40 年から 50 年代に整備されたものが多く、建物や設備の老朽化、破損、また、それに伴う危険箇所が目立ち始め、関係者から子どもたちの生活や安全が脅かされる事態も生じているとの話を伺っております。

そこで、区としては現状をどのように把握し、認識しているのかお尋ねいたします。

特に区立保育園の民営化により、社会福祉法人等に区から土地、建物の貸与が行われている民立民営の保育園について課題があると認識しています。これらの園と区との間では、建物、設備は区の所有財産であるため、修繕や建て替え計画は区が計画的に行うことが確認されております。園側が早急な修繕や建て替えが必要だと考えた場合でも、区有財産である施設を園自らが自由に工事を行うことができないため、逆に困っているとの声も聞きます。

区内初の民立民営園が誕生してから 10 年以上が過ぎましたが、現在までに修繕や建て替えについての具体的な計画は示されておられません。民営化園については、区立保育園の土地と建物

を運営法人に貸し付け、借り受けた法人は、自らの直営園として運営するものであり、民間保育所に対する法外援護補助金の対象となります。したがって、民営化園は、建物の老朽化による大規模修繕費及び建て替えについては区の負担とし、建物の維持管理については法人が負担することとなっていて、この費用負担の考え方は、民営化する際に、運営について区と運営法人との間で基本協定を締結し、定められております。このことにより、たとえ園側の負担で改築を行いたいと相談しても、60年間は修理しながら使ってくださいとの回答しか得られないとのことであり、区は、真面目にこのようなことを考えているのでしょうか。

民営化園は、改築は個別に対応するとなっておりますが、新規園を設置する際、設置基準があるのと同様に、民営化園の改築についても明確な基準を明示すべきと考えます。この点について所見を伺います。

自治体によっては、民営化する保育所について、自治体が園舎を取り壊し、運営法人が国の補助制度などを活用し、新園舎を建設することで保育所の建て替えを行っている事例もあります。こうした手法であれば、園としては、国の補助制度などを活用し、事業者の持ち出しも大変少ない形で新しい保育園舎を手にするすることができます。

そこで、大田区の負担を少なくして新しい園舎を造り、保育園の質を担保する、こうした方式を本区としても取り入れるべきと考えますが、所見を伺います。

子どもたちの安全・安心を最優先に、実態に即した運用計画が図られることを期待し、次の質問に移ります。

次に、廃棄物対策について伺います。

感染拡大に伴い、エッセンシャルワーカーに対する感謝の言葉を頻繁に耳にするようになりました。人々が日常生活を送るために欠かせない仕事を担ってくださっている皆様に、改めて感謝を申し上げたいと思います。

一般的にエッセンシャルワーカーと聞くと、医療や福祉、公共交通機関など社会生活を支える事業が注目されておりますが、コロナ禍以前と変わりなく、ごみの回収や処分業務を行ってくださっている方々や団体に対しては、なかなか光が当たりにくく、支援の手が行き届いていないようにも感じます。

先般、ごみ収集業務に従事されている方から、コロナ禍の中での課題や問題などについてヒアリングをさせていただきました。ごみ収集作業や仕分け作業の危険性について、収集するごみ袋には新型コロナウイルスが付着している可能性が高く、感染防止のためのマスクや手袋、消毒液やゴーグルなどの衛生用品は命を守る意味においても大変重要で、物によっては医療関係従事者などと同様、頻繁に取り替える必要があると伺いました。そうした細心の注意を払った中で、日々の業務に当たっていただいている皆様に対しては、これまで本区で実施された他のエッセンシャル

ワーカーに対する支援などと比較しますと、十分でないようにも感じます。

そこで、ごみ収集事業者に対しても何らかの支援策を講じていく必要もあろうかと考えますが、区の所見を伺います。

また、環境保全にもつながり、ごみ収集車のドライバーと区職員との接触を避けるうえでも、区の発注案件の産廃処理に関し、電子マニフェスト化は効果的であると考えます。現在の区発注案件の産廃マニフェストは、7枚複写の紙マニフェストを使用していると伺いました。環境省のロードマップにおいても電子マニフェスト化の目標値が示され、菅内閣の目玉の一つにもデジタル庁の新設や印鑑廃止が盛り込まれております。世界的なトレンドも、ペーパーレスと電子化に向けて進んでおります。そうしたことから、近隣区との制度の整合性なども考慮しながら、今後、導入に向けて検討を進めていく必要があるものと考えております。

そこで、電子マニフェストの導入について、本区の認識や課題などあれば、ご見解をお尋ねいたします。

先般、京都市伏見区で、廃タイヤ400本を農地近くの水路に不法投棄した事件が発生し、付近の農作物への悪影響が心配されているとの記事を目にしました。このように悪質な産業廃棄物収集業者による不法投棄は後を絶たず、不法投棄をされた側の住民の心境を考えますと、決して許される行為ではありません。実際に、最近使わなくなった古い家電を処分したいが違法な産廃業者の不法投棄のニュースなどを見ると、どこに出していいかわからないといったご相談をいただくことも多く、今後何らかの対策を講じていく必要があると考えます。

不法投棄は、それが判明した場合、結果的に依頼主の側に責任が及ぶこと、また個人と事業主では廃棄物の処理事業者が異なり、処分を依頼する際には、具体的にどういった業者に依頼すべきかといった点をいま一度、本区として周知徹底していく必要があると考えます。

そこで、本区として、廃棄物処分に関して、また推奨する事業者の案内などについて、区民へ周知を図ることを検討すべきと考えますが、区の見解をお聞かせください。

最後に、子どもたちの命を守る取組について伺います。

本年6月に、区内において3歳の女兒が貴い命を亡くす痛ましい事件が起きました。亡くなられた女兒に対しまして、改めて心よりのご冥福をお祈り申し上げます。

その後、区がまとめた検証報告書の中で、地域の子育て支援団体等による見守り体制の構築が取り上げられ、孤立しがちな世帯と身近な地域活動団体等がつながることで、行政だけでなく、地域による複数の目による見守り体制を築くことができ、家庭が抱える見えにくい問題の早期発見が可能となると述べられております。

このことに関連して、地域と連携したひとり親家庭などの見守りについて、前回の第3回定例会において、我が会派の勝亦議員が、全国的にも先駆けて、おおた子どもの生活応援プランを策定し、

地域力を大切にしてきたこの大田区で、こうした見守りの仕組みの構築をご検討いただきたいと質問し、区の見解を伺いました。その際、大田区社会福祉協議会とも連携し、子育て世帯と地域を結びつけ、地域の見守りを強化する仕組みの構築について、早急に検討を進めるとの前向きなご答弁がありました。

そこで、その後の進捗や取組の状況について区のご所見をお伺いいたします。

行政が中心となることは前提のうえで、それでも行政だけでは解決できない課題に対して、地域や活動団体と支援を必要とする方をつないでいくことについては大変重要な取組であります。一方で、なかなか行政に頼ろうとすることすらイメージできない方や、設けられた場に足を運ぶまでの行動が起こせない方、また様々な事情から困っていても誰も助けを求めることができない方がいることも事実であります。今回の事例を契機として、より支援にアクセスしやすい仕掛けやつながる仕組みづくりを進めるべく、さらに知恵を出し合い、大きく施策の拡充に結びつけていただきたいと考えます。

そうした中で、アウトリーチ型の支援についても、一つの解決策として検討が図れないものかと強く感じているところであります。例えば、2017年にスタートし、注目を集めている文京区の子ども宅食事業などでは、経済的な困難を抱えるご家庭へ、2か月に1度、食品等を約650世帯に対して直接配送することをきっかけに、見守りを行いながら、必要な支援を届けるという取組が行われております。食品を届けることで関わり合いを持ち、困り事をヒアリングし、リスクが高まる前に適切な支援につなぐよう働きかけるという取組は大変評価すべき取組であり、こうした取組を全国的に広げていこうという流れもある中で、本区としても、ぜひ今後、前向きに検討を進めていただきたいと望むものであります。しかしながら、区の規模的にも、本区において一足飛びにこうした取組をスタートさせることはハードルも高いと思いますが、こうしたアウトリーチ型の支援について、本区として何らかの対応策を検討していくことが必要ではないでしょうか。

そこで伺いますが、今回の事例を契機として、アウトリーチ型の支援策について検討を進めていくべきと求めますが、本区としてのご所見をお聞かせ願います。

本当に難しい課題ではありますが、不安定な社会情勢の中で、今後ますます子どもたちが危険にさらされる可能性も高まっていると言え、全庁挙げてのさらなる対策拡充を期待し、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

## <回答>

### ▶後藤総務部長

私からは、廃棄物の電子マニフェストに関するご質問にお答えいたします。

区では、現在360を超える直営、指定管理など様々な管理形態の区有施設から排出される廃棄物の処理委託に関わる業務を総務課に一元化することにより、各施設における業務の効率化と経費の削減を図ってきたところであります。こうした経過がある中での電子マニフェスト導入に当たりましては、保育園や区営住宅なども含め、各施設管理者においてインターネットによる入力業務をはじめとした廃棄物処理に関する一連の業務が新たに発生することから、各施設の廃棄物処理業務の変更や関連経費の増加などの課題が想定されます。一方、環境省による普及拡大に向けたロードマップの策定や行政のデジタル化の動きについては、区としても推進すべき事業であると認識しております。今後も、電子マニフェストの導入に関しては、調査研究を進めてまいります。私からは以上でございます。

### ▶山田産業経済部長

私からは、プレミアム付地域商品券事業に関する三つのご質問にお答えさせていただきます。

まず、現在の実施状況についてのご質問ですが、先週末、11月20日時点で39地域、59会が本事業を活用してございます。7月末から商品券販売が始まりましたが、歳末の売出しに合わせてこれから販売する商店会もあるなど、区内の多くの商店会で、その実情に合わせ、取り組んでいただいております。これまでの交付決定額1億4900万円に対しまして、約4億2700万円の商品券が発行されており、一定の経済効果が出ているものと考えてございます。

次に、公平性に関するご質問でございますが、本事業は、感染症拡大によって経済的に大きな影響を受けた商店会が、地元の特性や状況に合わせ、主体的な取組ができることを目指したものであり、事業の実施判断も含めまして、商店会の主体性を尊重する制度設計としてございます。大田区商店街連合会が区内を巡回し、商店会への支援を行っていただけたこともあり、単独実施が難しい商店会が近隣の商店会と連携をして共催で実施するなど、これまでにはなかった新たな動きが出てまいりました。

一方で、コロナ禍における緊急経済対策であったことから、周知のための時間が必ずしも十分確保できなかったことや、3密防止に配慮しつつ商品券を販売せざるを得なかったといった制約などから、利用者の皆様に対してご不便をおかけした点もあったと聞いてございます。これらの課題に

つきましては、しっかりと検証しまして次回以降の取組につなげてまいります。

次に、利便性と顧客増加についてのご質問でございますが、これらの両立は、商品券を発行する際の重要な課題であると認識をしております。消費税率などの引上げに伴い、過去に区が実施したプレミアム付商品券事業では、全体の6割から8割が大型店やチェーン店で利用されたとの報告を受けております。そこで今回の事業では、商店会ごとに利用可能店舗を設定できるとし、大型店やチェーン店の取扱いにつきましては、それぞれの実情に応じて対応していただいております。

また今回、議員お話しのような共通商品券と地域商品券をセットで販売された商店会も実際にごございました。商品券の発行主体は商店会ですが、お使いになるのは各店舗となりますので、魅力的な商品の取扱いや購入意欲を高める工夫、さらには利便性にも配慮したサービスの提供までは今後も欠かせないと考えます。今回の結果に加え、全国各地のプレミアム付商品券事業の内容を分析していく中で、今後の取組につなげてまいります。私からは以上でございます。

## ▶張間福祉支援担当部長

私からは、子育て世帯の支援に関する二つのご質問にお答えいたします。

初めに、地域での見守りの強化に関するご質問ですが、区が4年前に実施したひとり親家庭の生活実態調査では、子どもに関する悩み事を相談する先として、友人や同僚、地域の人など身近な人に相談する方が約5割と、多くの方が地域の支えを期待していることが分かりました。こうしたことから、社会的包摂の理念の下、地域活動団体等による見守りの体制を強化することが大切です。そこで、ひとり親家庭など支援が必要な世帯を把握している区が対象世帯へ各種支援制度の案内を送る際に、子ども食堂など地域活動団体のイベントや支援情報も併せて周知することを新たに開始し、子どもや保護者がイベントへ参加しやすくすることで地域とつなげてまいります。子ども食堂等の場で、世帯の異変を覚知した場合には、支援者が区や大田区社会福祉協議会につなぐことで、問題発生を未然に防ぐ予防的福祉の取組ともなります。区は、こうした一連の取組を子どもと地域をつなぐ応援事業として構築し、大田区社会福祉協議会と連携して来月から開始いたします。

次に、アウトリーチ型の支援策についてのご質問ですが、支援が必要な状況にあるにもかかわらず、行政の窓口へ相談に来ることができない家庭や、地域の居場所へ行くこともできない家庭に対し、いかに支援を実施していくかは大変重要な課題です。議員お話しのご支援が必要な家庭へ

直接出向いて支援につなげることは、この課題に対する一つの解決策であると考えます。

大田区社会福祉協議会では、コロナ禍で見守りの機会が減少している状況を踏まえ、子育て世帯に直接出向くほほえみごはん事業を今月下旬から開始いたしました。この事業は、区民ボランティアの絆サポーターが月に2回、要支援家庭を訪問し、レトルト食品などの食糧支援を行います。会話を重ね、身近な存在としても信頼関係を築くことで、子育て世帯が地域や社会から孤立することを防ぐ取組です。区のフードドライブ等で食糧を提供するとともに、支援を要する世帯の情報を受けた際には、しっかりと支援機関につなげるなどの対応をしております。まずは、大田区社会福祉協議会が把握している支援を必要としている世帯から開始されるわけですが、今後、区は、この事例を通して、アウトリーチ型の支援の在り方についてさらに検討しております。

## ▶浜口こども家庭部長

最初に、民営化した国立民営の保育園の建て替えに関する現状についてでございますが、基本協定書に基づき、大規模修繕は区が行い、その他の修繕は運営事業者が行います。区は、建物全体にわたる受変電設備やガス管、空調設備などの大規模な修繕を計画的に実施してまいります。また、その他の修繕については、保育園からの申出のほか、私立保育園への定期的な巡回訪問の際に、危険と思われるなどの箇所があった場合には、修繕をしていただくようにしてまいります。その場合の費用は区から運営事業者を支払っている施設型給付及び法外援護費を活用していただき、保育施設の環境向上に努めていただいております。

次に、民営化園の改築基準及び改築の方法についてですが、区では、鉄筋コンクリート造等の建物については、施設の維持保全及び改修が継続して行われることを前提に、原則として60年を目標耐用年数と定めております。また、老朽化が極めて著しいもの、または大規模改修等による施設の改良が困難な建築物等は、目標耐用年数によることなく、個別に判断することとしてまいります。この方針に基づいて、現在、こども家庭部では、保育園・児童館等の更新に関する基本計画を検討しており、民営化した保育園の改築についても方向性を示してまいりたいと考えてまいります。この基本計画を基に、個別案件について、老朽化の程度や運営事業者による建設を含む様々な改築方法による効果や課題等についても慎重に検討し、児童等の安全・安心を最優先事項として取り組んでまいります。私からは以上でございます。



## ▶落合環境清掃部長

私からは、事業系廃棄物事業者に関する二つのご質問にお答えさせていただきます。

初めに、ごみ収集事業者に対する支援についてのご質問ですが、ごみ収集運搬事業者の皆様におきましては、マスクの着用、清掃車内での消毒、換気など新型コロナウイルス感染予防対策に取り組んでいただいております。区の清掃事務所・事業所におきましても同様の取組を行うとともに、庁舎内の消毒、換気を毎日行うなどの対策を講じているところです。マスク等の衛生用品は、コロナ禍において、ごみ収集作業を継続して行うための必需品であり、区においても、様々な販売先を通じて入手することで必要数を確保している状況でございます。

コロナ禍が続く現在、区としましても、社会基盤を支えるごみの収集運搬事業者の皆様に変更感謝申し上げるとともに、区内でごみや資源の回収を行う団体等を対象として、感謝状の贈呈を検討してまいります。さらに、事業者向けフェイスシールドを作製する区内企業のご紹介、東邦大学との連携の一環として、コロナ禍におけるごみ処理事業の継続に関する情報共有など、様々な取組を通じて、ごみ処理事業者の事業継続を支援してまいります。

次に、廃棄物処理及び推奨業者のご案内についてのご質問ですが、廃棄物の不法投棄は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により禁止されている行為であり、違反した場合、懲役や罰金等が科され、排出者に責任が及ぶこともあります。こうしたことを踏まえ、家庭ごみであれば当該自治体が処理責任を負うとともに、事業系ごみであれば排出事業者処理責任があり、ごみの収集運搬から処理、処分に至るまで、しっかり確認していただく必要がございます。

廃棄物処理を行う者は、区市町村または都道府県の許可を受ける必要があり、本区においても許可事業者が多数おります。区では、廃棄物の処理に関するご相談やお問合せをいただいた場合、区の許可事業者や当該事業者で構成される団体をご紹介することで、廃棄物適正処理を確保しています。区の許可事業者等の業務につきましては、現在、区ホームページで行っておりますが、区民や事業者の皆様が違法な業者に処理を委託することがないよう、許可事業者の情報等をより分かりやすくお伝えするため、周知方法や内容等につきまして、さらなる工夫、検討してまいります。私からは以上です。